

名証自規第22号
平成24年1月19日

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国証券取引所では、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」でお示ししたスケジュールについて、昨年3月に発生した東日本大震災の影響等を踏まえ、売買単位の100株と1000株への集約の期限を平成24年（2012年）4月から当面延期することとしておりました。

この度、移行手続きに対する震災による影響等を現時点で確認したところ、震災直後にはその開催自体が危ぶまれていた定時株主総会が多くの上場会社において予定どおり開催されたことや、企業業績の急激な悪化によって停滞することが懸念された上場会社による100株への移行手続きが、震災後においても進展していることなど、震災の影響が集約を進めるにあたっての大きな障害にはなっていないことが確認できましたことから、別添のとおり、「売買単位の100株と1000株の2種類への集約」の完了時期について、平成26年（2014年）4月1日とすることといたしましたので、お知らせいたします。

上場会社の皆様におかれましては、引き続き本行動計画へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp